

議案第 8 号

西脇市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 2 月 27 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の申請等に関する手数料について必要な事項を定めるため。

西脇市手数料条例の一部を改正する条例

西脇市手数料条例（平成17年西脇市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が市の区域内にある場合に限る。）に対する審査	1件につき 7,000円
--	--------------

を
」

「

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が市の区域内にある場合に限る。）に対する審査	1件につき 7,000円
指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 20,000円
指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 10,000円

に
」

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。